

## 市第78号議案

## 都筑区における字区域の変更

次のように都筑区において字区域を変更する。

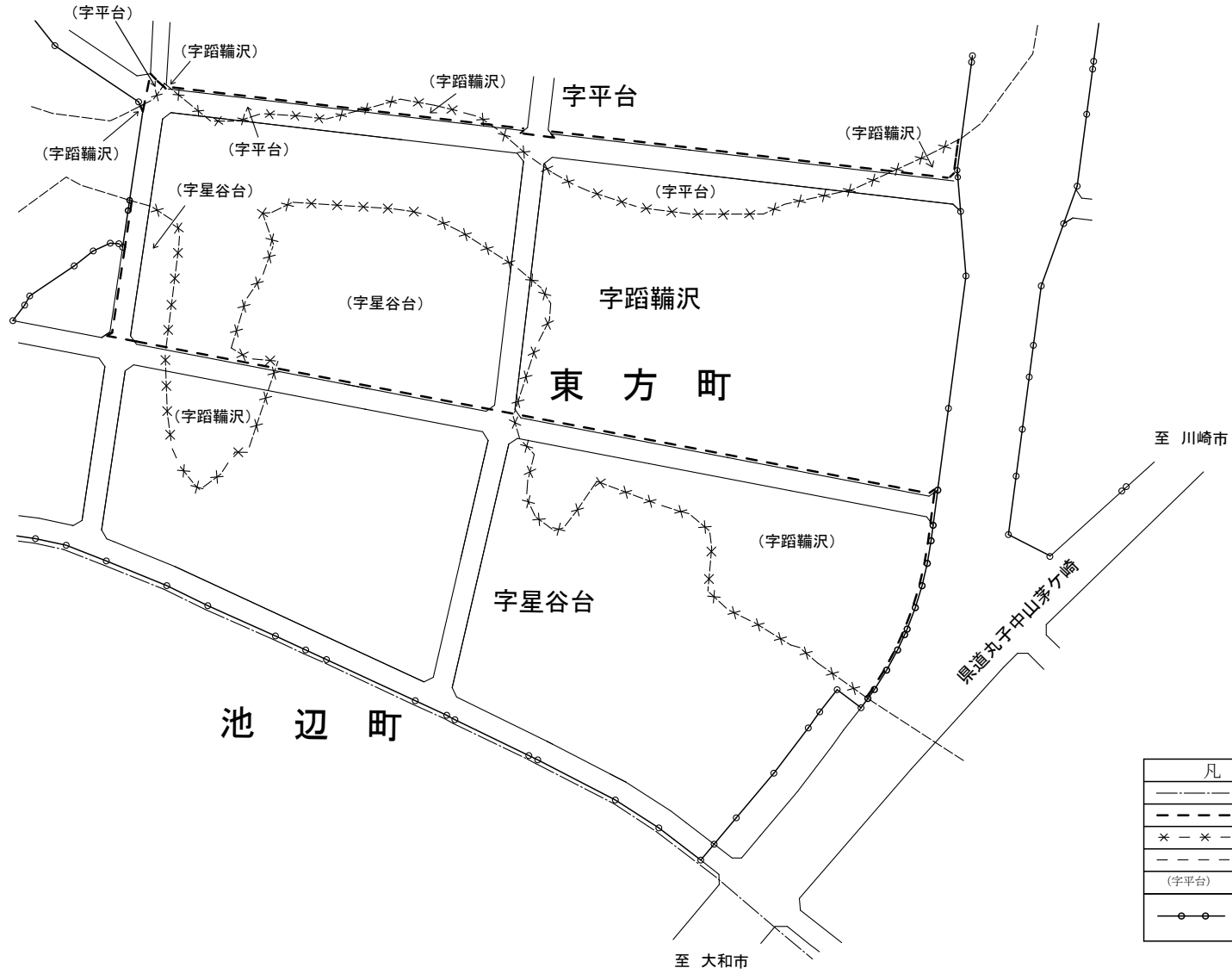
平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
字名	字名	区域図
都筑区 東方町字蹈鞆沢	都筑区東方町字平台の一部	別図のとおり
	都筑区東方町字星谷台の一部	
都筑区 東方町字平台	都筑区東方町字蹈鞆沢の一部	
都筑区 東方町字星谷台	都筑区東方町字蹈鞆沢の一部	

別図

都筑区における字区域の変更図



## 提 案 理 由

横浜市都筑区東方西部土地改良事業の施行に伴い、都筑区東方町字蹈鞠沢等の字区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

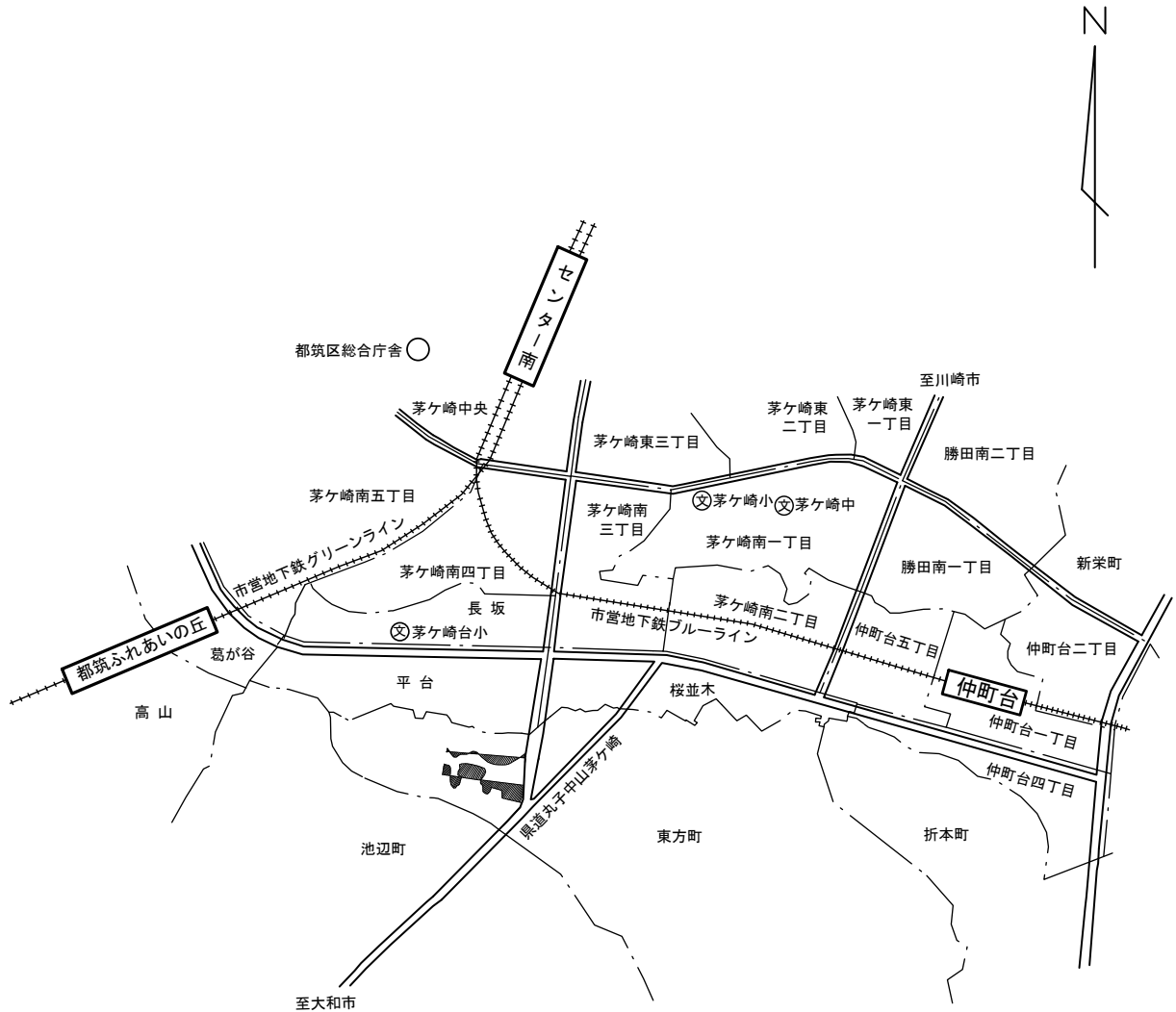
### 参 考

地方自治法（抜粋）

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

## 都筑区における字区域の変更位置図



凡 例	
	町 界
	字区域変更箇所